

# 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第9回）

日 時：令和2年3月18日（水）14:30～

場 所：審議会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 本部長訓示

### 3 議 事

(1) 感染者の発生状況について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 緊急対策【第3弾】について

資料2

② 国への要望について

資料3

③ 医療用マスク等の確保及び配布状況について

資料4

④ 県営住宅入居者の家賃減額措置について

資料5

(3) その他

資料6



令和2年(2020年)3月18日

### 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

#### 1 全体 ※3月17日時点

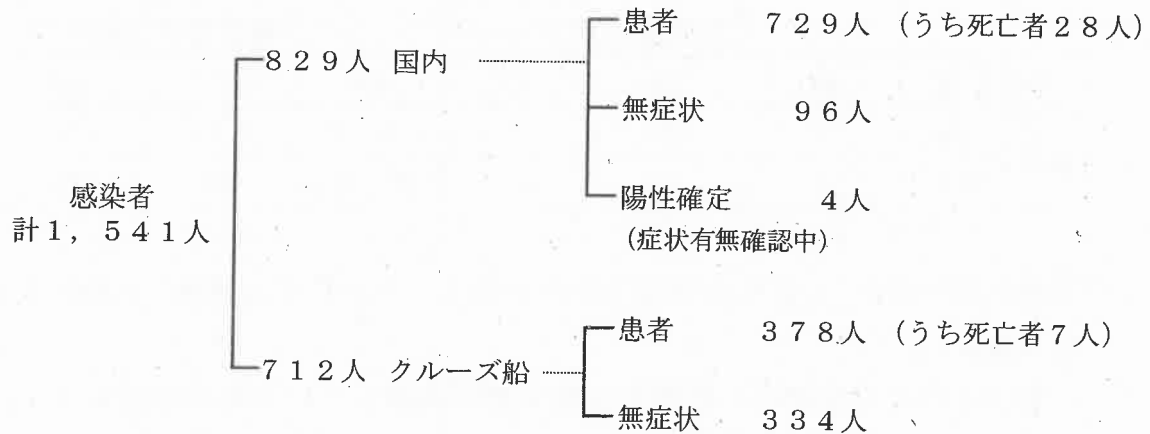
国・地域の数：中国、イタリア、イラン、スペイン、韓国 など 155の国と地域

感染者数：178,368人

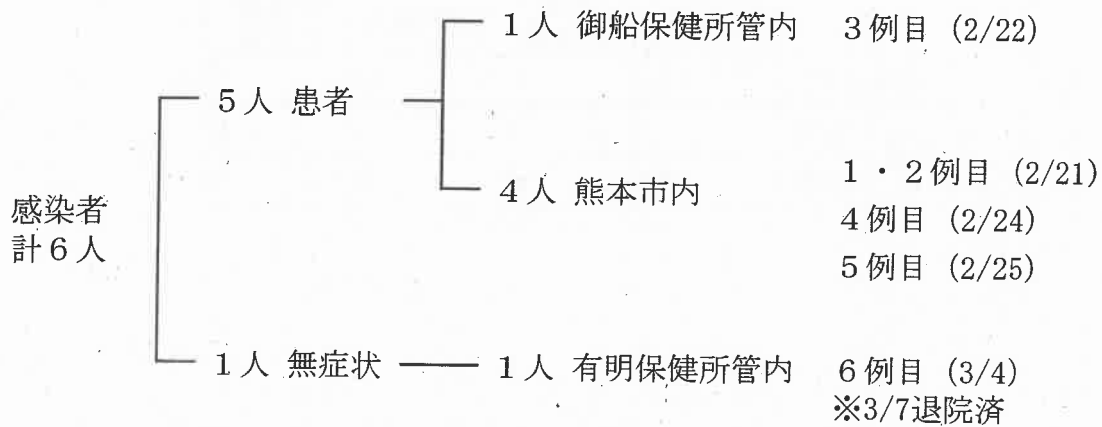
死亡者数：7,095人

(中国：3,226人、イタリア：2,158人、イラン：853人、スペイン：309人、フランス：148人)

#### 2 日本 ※3月17日時点



#### 3 熊本県 ※3月18日時点



新型コロナウイルス感染者の状況及び検査件数について

1 感染者の状況（3月18日 午前11時現在 医療機関から報告）

○御船保健所管内 60代の男性（県内3例目）

人工呼吸器装着中

発熱：なし

2 検査件数（医師からの発生届等に基づく検査）

		17日の検査件数			17日までの合計		
		県検査分	熊本市検査分	県検査分	熊本市検査分		
検査件数		29	12	17	450	211	239
結果	陽性	0	0	0	6 (1%)	2	4
	陰性	29	12	17	444 (99%)	209	235

3 有明保健所管内 40代の女性（県内6例目：3月7日退院済）の接触者（県独自検査）

県内6例目の感染者の家族及び感染者が勤務している施設の職員・入所者のうち検査対象としていた185人については、3月9日に検査が終了し、全て陰性の結果となりました。

（内訳）

		検査件数	施設入所者	施設職員	感染者の家族
検査件数		185	50	132	3
結果	陽性	0	0	0	0
	陰性	185	50	132	3

## 新型コロナウイルス感染症について

## 1 感染者の状況について(3月17日 9時現在)

1例目は、重篤な状況から脱し快方に向っている。

2例目・3例目・4例目は軽症に変わりなし。

[1例目 20代の女性]

発熱なし(3/16午後8時24分 36.8度) (3/16午前5時00分 36.6度)

血圧(3/16午後8時24分 130/78) (3/15午後8時00分 120/71)

酸素投与中 全身倦怠感なし

[2例目 50代の男性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

全身倦怠感なし、息苦しさなし

[3例目 50代の男性]

発熱なし(3/16午後8時01分 36.1度) (3/15午後8時30分 36.7度)

全身倦怠感なし、症状は息苦しさなし 軽症

食欲 普通

[4例目 60代の女性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。

息苦しさなし

食欲 普通

## 2 接触者の状況について

[1例目 20代の女性]

接触者 11名

3月2日、接触者11名に関する健康観察を終了

[2例目 50代の男性]

接触者 17名(うち1名は3例目の患者)

3月7日、接触者16名に関する健康観察を終了

[3例目 50代の男性]

接触者 9名(うち8名は2例目接触者と同じ)

3月7日、接触者9名に関する健康観察を終了

[4例目 60代の女性]

接触者なし

※昨日からの変更点には、アンダーラインを記載

### 3 検査件数について

		3月16日の検査件数			検査件数(合計)		
		県分	熊本市分	県分	熊本市分		
検査件数		22	13	9	421	199	222
結果	陽性	0	0	0	6(1%)	2	4
	陰性	22	13	9	415(99%)	197	218

※検査件数は、人数になります。

※熊本市分、退院等基準に基づく検査分については含めず、下記に別途記載。

### 4 退院等基準に基づく検査

[2例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/13 陽性	—

[3例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/3 陽性	—
2	3/5 陽性	—
3	3/9 陽性	—
4	3/11 陽性	—
5	3/16 陽性	—

[4例目 60代の女性]

	1回目	2回目
1	3/11 陽性	—
2	3/16 陽性	—

#### 【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局 感染症対策課

電話：096-211-4653（時間外）

096-211-4654（時間外）

課長：伊津野（いづの）

担当：主幹兼主査・瀧本（たきもと）

- 国内において、連日、新型コロナウイルスの感染者が確認され、県民生活や県経済への影響は深刻さを増しており、引き続き、感染拡大の防止や県民生活・県経済への影響の最小化に向けて万全の対策が必要
- このため、国の「緊急対応策-第2弾-」（3月10日決定）に対応し、早急に必要な施策等について、次のとおり県の緊急対策【第3弾】を実施

## 1 県民生活・県経済への影響の最小化

### (1) 県民生活への影響の最小化

#### ○ 個人向け緊急小口資金等の拡充【3億円】※専決処分

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に一時的な資金を必要とする方等に対し、社会福祉協議会を通じて無利子の緊急貸付け(最大20万円)を実施

#### ○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス利用料の支援【1億円】※専決処分

特別支援学校等の臨時休業に伴い追加的に発生した保護者負担及び市町村負担を全額支援

#### ○ 県立学校給食休止への対応【8百万円】※専決処分

県立学校の臨時休業中の学校給食費(食材費)を保護者に対し全額返還。キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用については、県で負担

### (2) 県経済への影響の最小化

#### ○ 中小企業向け金融支援制度の拡充 ※制度改正

金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)に新たな制度(危機関連保証)を追加。保証料を全額補助

#### ○ 農林漁業者向け金融支援制度の拡充 ※制度改正

新型コロナウイルス対策緊急支援資金の無利子化期間を3年から5年に延長

#### ○ 県産農林水産物の消費喚起に向けた対応 ※既存予算対応

花き、和牛、魚介類等の県産農林水産物の消費喚起・販売促進のためのキャンペーンの実施

#### (参考) 国が直接市町村及び事業者に交付する主な事業

- 保護者の休暇取得支援等(日額上限8,330円の助成金制度の創設)
- 放課後児童クラブ等の体制強化等(追加経費に対する支援 30,200円/日)
- 市町村立学校給食休止への対応

県としても市町村や事業者への制度周知等に積極的に対応

## 2 感染症対策の体制強化

- 介護施設等における感染拡大防止策に対する支援 【4千万円】※専決処分  
介護施設、生活保護施設、幼稚園、児童養護施設、障害者支援施設等における①マスク、消毒液等の購入、②施設の消毒・洗浄、③多床室を個室化するための改修を支援
- 就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステムの導入支援 【5百万円】※専決処分  
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する障がい者の在宅就労・在宅訓練を推進するため、テレワークのシステム導入経費等を支援
- 入院受入れ医療機関の空床補償 【5千万円】※専決処分  
医療機関が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れられる病床を確保した場合の空床補償を実施
- 医療機関等に対するマスクの緊急配布 【5百万円】※専決処分
- 高齢者に対する感染症・生活不活発病の予防のための普及啓発 【6百万円】※専決処分
- 検査試薬等の追加購入 【1千万円】※専決処分

(参考) 今年度中の予算化に向け、現在精査中の事業

- 新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関に対する人工呼吸器、個人防護服等の設備整備に対する助成
- 消毒液を優先供給するための国のスキームを活用した介護施設等に配布する消毒液の調達
- 帰国者・接触者外来設置医療機関の仮設外来設置に係る費用の助成
- 県立学校給食事業者の衛生管理の改善を図るための設備更新・職員研修費を支援

※ 今後、状況を踏まえ、必要な事業を追加。



## 個人向け緊急小口資金等の特例

令和2年3月18日  
社会福祉課

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方への緊急の貸付を実施
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立直しのための安定的な資金を貸付け  
⇒ これらを通じて、県民生活の安定が保たれるよう、**フリーランス、個人事業主の方等も含めて、雇用調整助成金とともにセーフティネットを強化**

### 【緊急小口資金】

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内 20万円以内 (学校等の休業等の特例の場合)
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要

注1) 表中の下線部については、今回の特例措置(拡充)

注2) 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業による継続的な支援を受けることが要件

### 【総合支援資金(生活支援費)】

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	月20万円以内(2人以上) 月15万円以内(単身) 貸付期間: 原則3か月以内
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
貸付利子・保証人	無利子・保証人不要

※貸付原資の国庫補助率: 10/10 (H28熊本地震時3/4)

- 受付開始日 3月25日(水)
- 申込み、受付 お住まいの市町村社会福祉協議会  
(受付開始日までは熊本県社会福祉協議会: 096-324-5475)



## 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用料の支援

令和2年3月18日  
障がい者支援課

### 【目的】

特別支援学校等の休業に伴い放課後等デイサービスを利用した場合の増加経費のうち、保護者負担及び地方負担を補助する。

【補助スキーム】 補助対象：市町村（熊本市を含む）、補助率：国10/10

通常分  
休校に伴う増加経費

保護者負担 (1割)	保護者負担 →国負担
地方負担 (県1/4、市町村1/4)	地方負担 →国負担
国負担 (国1/2)	国負担 (国1/2)

補助対象経費

- ①利用者・利用日数の増
- ②報酬単価の増
- ③開所時間の延長

## 就労系障害福祉サービスにおけるテレワークシステムの導入支援

### 【目的】

在宅就労を推進するために、1月16日以降に事業者がテレワークのシステムを導入した費用を補助する。

### 【補助スキーム】

補助対象：就労移行支援、就労継続支援事業者（216事業者）（熊本市を除く）  
補助率：国10/10  
本県国庫補助上限額（5,000千円）の範囲内で補助を行う。

### 【対象経費】

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、導入設定費用 等



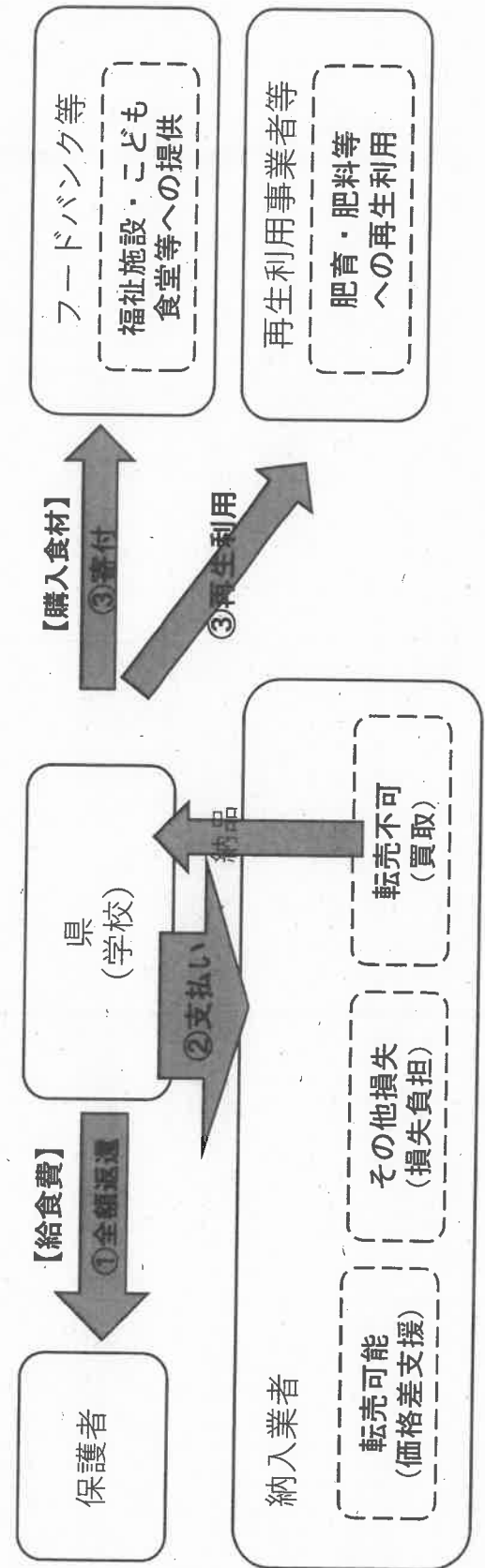
## 県立学校給食休止への対応

令和2年3月18日  
体育保健課

### 対応方針

本県では、県立学校の臨時休業による学校給食休止に伴う、保護者、納入業者、納入業者、生産者などへの影響を最小化するため、以下の対策を実施

- ① 保護者に対して、学校給食費を全額返還
- ② キャンセルせずに納入業者から購入した食材に係る費用、納入業者が転売した場合の価格差に係る費用、その他損失が発生した場合などについて、県が全額負担
- ③ 購入した食材については、食品ロスが出ないようフードバンク等への提供や、飼料・肥料等への再生利用





新型コロナウイルス感染症に係る国による「危機関連保証」発動への対応

令和2年3月16日 熊本県商工観光労働部

1 現状

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している（見込み）事業者に対して、次の県制度融資を実施中（3/2（月）開始→3/10（火）拡充）。

「★」…3/10（火）に拡充したポイント

	① 県独自分	② 国指定分【セーフティネット保証4号】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 又は ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少	・直近1カ月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ ・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少(20%以上)
★ 融資限度額	5,000万円 → <u>8,000万円</u> (通常枠)	5,000万円 → <u>8,000万円</u> (特別枠) ※①と併せて1.6億円
融資期間	1年 ~ 10年 (据置期間 1年以内)	
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内
保証料率の 利用者負担	0.00% (県が全額補助)	
★ 借換え	借換不可 → <u>熊本地震分(※)について可能</u>	

(※) 熊本地震に関する、県の制度融資 (SN4号、激甚、小規模おうえん地震) 及び市町村の特別融資分

2 国による「危機関連保証」の発動 (国の緊急対応策 第2弾)

- リーマンショックや東日本大震災時と同程度に短期かつ急速な資金繰り危機が生じていると国が認める場合に、原則1年間の期限付きで全国を対象に発動される保証制度。
- 令和2年3月13日（金）に国告示により発動 (H30の制度創設以来初の発動)。

3 本県の対応 (3月23日（月）から実施予定)

(1) 「危機関連保証」に対応した県制度融資の創設

○ 制度の概要

①県独自分、②国指定分【セーフティネット保証4号】と同様に、「金融円滑化資金」  
(③国指定分【危機関連保証】) を追加。※比較表は「別紙」

○ 事業者への効果

・ 売上減少▲15%以上で、セーフティネット保証4号 (▲20%以上) よりも利用の要件を緩和。

・ 最長2年間の返済猶予 (据置期間) が可能。

・ ①県独自分、②国指定分【セーフティネット保証4号】に加え、更に③国指定分【危機関連保証】で8,000万円の借入れが可能。

(①+②+③で計最大2.4億円)

8,000万円	③国指定分 【危機関連保証】	} 最大2.4億円
8,000万円	②国指定分 【セーフティネット保証4号】	
8,000万円	①県独自分	

(2) 県制度融資の融資資格要件の緩和

①県独自分、②国指定分【セーフティネット保証4号】及び③国指定分【危機関連保証】の融資資格要件を、国の運用変更 (R2.3.13～) と同様に緩和する。

(現在) 同一事業を 1年以上 継続 ⇒ (緩和) 同一事業を 3カ月以上 継続

【問い合わせ先】  
商工振興金融課  
前田、阪本 (5122、5127)

# 新型コロナウイルス感染症対応資金 比較表 (R2.3.16)

別紙

(今回追加予定)

	① 県独自分	② 国指定分 【セーフティネット保証4号】	③ 国指定分 【危機関連保証】
県制度融資における資金名	金融円滑化特別資金 (新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分)	金融円滑化特別資金 (危機関連保証 新型コロナウイルス感染症対策分)
利用の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少</li> <li>又は</li> <li>・今後2カ月の売上見込みが前年同月比で減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上)</li> <li>かつ</li> <li>・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲20%以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上)</li> <li>かつ</li> <li>・今後2カ月の売上見込みが前年同期比で減少 (▲15%以上)</li> </ul>
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) ※①、③と併せて2.4億円	8,000万円(特別枠) ※①、②と併せて2.4億円
融資期間	1年～10年(据置期間 1年以内)	1年～10年(据置期間 1年以内)	1年～10年(据置期間 2年以内)
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内	年2.00%以内
保証料率の 利用者負担	0.00%(県が全額補助)	0.00%(県が全額補助)	0.00%(県が全額補助)
借換え	熊本地震分(※)について可能		

(※)熊本地震に関する、県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうん地震)及び市町村の特別融資分



# 新型コロナウイルス感染症対応 中小企業向け資金 比較表 (R2.3.18)

		熊 本 県		熊 本 県 信用保証協会		日 本 政 策 金 融 公 庫	
		金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分)					
資金名	① 県独自分	② 国セーフティネット保証4号	③ 国危機関連保証	緊急時短期資金 (つなぎ資金)	緊急時条件変更 (元本の据置)	新型コロナウイルス感染症 特別貸付	
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少</li> <li>又は</li> <li>・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲20%以上)</li> <li>かつ</li> <li>・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲20%以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1カ月の売上が前年同月比で減少 (▲15%以上)</li> <li>かつ</li> <li>・今後2カ月の売上見込が前年同期比で減少 (▲15%以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスにより事業に影響を受けた中小企業者</li> <li>※協会保証付の融資を返済中の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期比で減少 (▲5%以上) 等</li> <li>かつ</li> <li>・中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者</li> </ul>	
融資限度額	8,000万円	8,000万円	8,000万円	月商の1カ月以内	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活事業 6,000万円(別枠)</li> <li>・中小企業事業 3億円(別枠)</li> <li>※通常の融資限度額は資金ごとに異なる</li> </ul>	
融資期間	10年以内			6カ月以内	—	設備20年以内 運転15年以内	
うち据置期間	1年以内		2年以内	—	6カ月以内	設備5年以内 運転5年以内	
上限利率 (償還期間による)	年2.30%以内	年2.00%以内		各金融機関所定利率	—	基準利率▲0.9%(当初3年間) ※基準利率は公庫所定 【特別利子補給制度(R2.3.17時点予定)】 事業者の規模に応じ、政府の指定する実施機関による当初3年間の利子補給を実施予定 (詳細は検討中だが、本貸付制度利用者全てが対象となるものではない。また限度額あり)	
保証料率	県が全額補助			0.45%~2.20% ※担保提供ありの場合等は▲0.1%	—	—	
借換え	熊本地震分(※)について可能 ※熊本地震に関する県の制度融資(SN4号、激甚、小規模おうえん地震)及び市町村の特別融資分			—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活事業 公庫資金分の借換えは個別相談</li> <li>・中小企業事業 不可</li> </ul>	
問い合わせ先	最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関			熊本県信用保証協会 保証部 096-375-2000	熊本県信用保証協会	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	



新型コロナウイルス感染症に係る国による「強力な資金繰り対策」への対応

令和2年3月16日 熊本県農林水産部

1 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営が悪化した農林漁業者に対する金融支援制度を創設 (R2.3.9)

資金名	① 緊急支援資金 (県独自)	② セーフティネット資金
対象者	農林漁業収入が前期より10%以上減少した(見込み)等の市町村長の証明を受けた農林漁業者	
貸付対象	運転資金(肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等)	
貸付限度額	1,000万円	600万円 ※
貸付金利 (R2.2.20)	1.4%	0.1%
利子補給期間	3年以内	
償還期間(据置)	10年以内(3年以内)	
融資機関	金融機関	日本政策金融公庫
保証料	0% (全額補助) 県:市町村=1:1	—

※ 簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

2 国による「強力な資金繰り対策」の発動(国の緊急対応策-第2弾- R2.3.10)

○日本政策金融公庫等による融資について、特例措置を実施。

【資金名】農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付利子の5年間実質無利子化
- ・実質無担保化
- ・貸付限度額 600万円 又は 年間経営費等の12分の6  
→ 1,200万円 又は 年間経営費等の12分の12

3 本県の対応

○利子補給期間の延長

国が貸付当初の5年間を実質無利子化としたことから、県独自分として実施する「緊急支援資金」についても、利子補給期間を3年間から5年間に延長する。

【問い合わせ先】

団体支援課 作本、門崎  
(内線 5341、5330)

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林漁業者向け金融支援制度 (R2.3.16)

資金名	新型コロナウイルス対策緊急支援資金 (県独自分)	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前期より10%以上農林漁業収入が減少した(見込み)方など	
貸付対象(用途)	運転資金(肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等)	
貸付限度額	1,000万円	1,200万円 ※
貸付金利 (R2.2.20現在)	1.40%	0.10%
利子補給負担割合	県：市町村：金融機関で無利子化 (5：2：3)	
利子補給期間	5年間	
償還期間(据置期間)	10年以内(3年以内)	
融資機関	金融機関	
保証料	0% (全額補助 県：市町村=1：1) 実質無担保化	

※ 簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

県産農林水産物の消費喚起に向けた対応  
～県産農林水産物の消費喚起・販売促進キャンペーン～

令和2年3月18日  
農林水産政策課

県では、新型コロナウイルス感染症の影響で、需要が減少している花きをはじめとした県産農林水産物の消費喚起を図るための取組みを切れ目なく行って参ります。

〈花き〉

(これまでの取組み)

- 農林水産部職員を対象とした、切り花の販促活動を実施 (3/5～3/9)
- テレビやラジオで花きの消費喚起を実施  
テレビ：テレビ番組での視聴者プレゼントを実施 (3/9～3/13)

ラジオ：FMK「県庁ダイアリー」  
RKK「ふれあい熊本」

⇒ホワイトデーの前日 (3/13) に放送

(今後の取組み)

- 花きの消費喚起のさらなる働きかけ
- 県内の情報誌、ラジオ、SNS等を活用した広報の充実  
情報誌：タブロイド誌への掲載  
テレビ：テレビ番組のスタジオ装飾 等
  - 県庁舎内等でのフラワーアレンジの設置、装飾
  - 市町村への花の装飾の働きかけ
  - 入学式に向けて学校に利用促進を呼びかけ
  - 県庁職員向け花の販促活動の強化 (県庁全体に拡大)

〈和牛・魚介類等〉

(これまでの取組み)

- 県庁職員を対象とした、乳製品の販促活動の実施 (3/6～3/13)

(今後の取組み)

- 和牛や魚介類をはじめとした県産農林水産物の消費喚起の強化
- 県内の情報誌、ラジオ、SNS等を活用した広報の充実  
ラジオ：FMK「県庁ダイアリー」  
その他：県広報課Twitter 等
  - 県庁職員を対象とした、養殖水産物の販促活動の実施 (3/16～3/19)
  - 県庁職員向け食肉の「29日はお肉の日」販売強化
  - 「くまもとの牛肉キャンペーン」の展開



# 高齢者に対する感染症・生活不活発病の予防のための普及啓発

令和2年3月18日  
健康福祉部長寿社会局

## 目的

新型コロナウイルス感染症の高リスク者である高齢者に対する感染予防等に関する普及・啓発

- 1 インターネット等を利用できない高齢者に対する、感染症予防のための正しい情報の普及・啓発。
- 2 感染拡大防止の長期化により危惧される「高齢者の生活不活発病※」を防ぐため、自宅等で出来る運動や対策等に関する情報の普及・啓発。



※「動かない」（生活が不活発な）状態が続くことにより、心身の機能が低下して、「動けなくなる」こと。

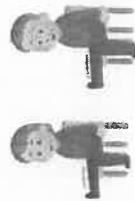
## 内容

感染・介護予防の観点から、全ての高齢者に対し、確実に情報を届けるため、市町村とも連携して取り組む。

- 新聞広告を活用した普及啓発【緊急的対応】
  - ・ 高齢者の主たる情報源の一つである新聞広告を活用し、早期に情報を発信
  - ・ 併せて、高齢者を家族に持つ現役世代に対してもSNS等の県広報媒体により啓発（本事業予算対象外）
- 不活発病防止のためのパンフレットの作成・配布【長期化を視野に入れた対応】
  - ・ 県内高齢者世帯（約320,000世帯）を対象に、長期的に活用できる不活発病防止のための対策をまとめたパンフレットを作成・配布
  - ・ 高齢者に直接情報が届くよう、市町村と連携して配布
  - ・ 今回の感染予防だけでなく、要介護等とならないための視点も入れて作成

### 【内容(案)】

- ・ 感染症の予防対策
- ・ 自宅等でできる運動・ストレッチ
- ・ 口腔ケア
- ・ その他（マスクの使い方・作り方など）







新型コロナウイルス感染症対策に関して、これまで(～3/16)の関係団体との意見交換等を踏まえ、次のとおり要望を実施。 ※関係団体との意見交換は現在も実施中であり、必要なものは随時要望していく。

## 1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆ マスク及び消毒液の確保等

- ・ 社会福祉施設等の衛生用品等に係る国一括調達・配布制度の創設
- ・ 消防本部、交通事業者等への優先的かつ安定的なマスク等の供給体制の構築
- ・ 学校におけるマスク、消毒薬等の衛生用品の購入に対する財政措置

### ◆ 医療機関における設備整備に係る支援

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関の設備整備に対する国庫補助制度の拡充(仮設外来窓口設置経費の対象化)

## 2 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆ 学校の一斉臨時休業に伴う負担の軽減

- ・ 学校再開の基準やこれからの想定スケジュールの提示等
- ・ 児童生徒等の心のケア
- ・ 放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援

## 3 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆ 熊本経済への影響の最小化

- ・ 雇用調整助成金及び小学校休業等対応助成金の更なる拡充
- ・ セーフティネット保証制度の指定期間の延長
- ・ 持続化補助金の上限額等の拡大
- ・ 旅行業法に係る関係事務の弾力的な運用

### ◆ 農林水産業への影響の最小化

- ・ 風評被害防止対策の実施
- ・ 国産農林水産物の消費拡大対策の充実
- ・ 花きの全国的な需要拡大や経営継続対策の実施



〇〇〇〇大臣

〇〇〇〇 様

# 新型コロナウイルス感染症 への対応に関する要望

令和2年（2020年）3月17日



熊本県

新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的流行）の状況にあると表明し、世界的な感染の広がりが続いております。本県においても、現在までに6名の感染者が確認されており、県民への感染拡大を防止し、安全で安心な県民生活の確保を図るため、あらゆる手段を講じているところですが、予断を許さない状況が続いております。

このような中、国においては、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」を決定され、4,308億円の財政措置と総額1.6兆円規模の金融措置を講じられました。第1弾の緊急対応策から、より一歩踏み込んだ対策となっており、このような国の強力な御支援により、躊躇なく対策に取り組めますことに感謝申し上げます。

平成28年熊本地震という未曾有の災害に見舞われ、復興の途上にある本県では、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大により、熊本地震との二重の負担を強いられ、県民生活や県経済に大きな影響を及ぼしており、その影響が最小限に留まるよう、特段の配慮が必要となっております。

国におかれましては、県民生活や県経済への影響の最小化に向けた更なる対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

令和2年（2020年）3月17日

熊本県知事 蒲島 郁夫

# マスク及び消毒液の確保等について

【総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

## 提案・要望事項

マスクや消毒液等の確保について次の支援策をお願いしたい。

- 1 社会福祉施設等の不足衛生用品等に係る国一括調達・配布制度の創設
- 2 消防本部や交通事業者をはじめ、学校などの教育機関、農林漁業者や加工・流通などの事業者への優先的かつ安定的なマスク等の供給体制の構築
- 3 学校におけるマスク、消毒薬等の衛生用品の購入に対する財政措置

## 【現状・課題等】

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）により、都道府県が感染拡大防止を目的とした衛生用品等（マスク・消毒液等）を社会福祉施設等に配布するための、卸・販社からの購入に係る経費の補助制度を創設いただいたところである。

しかし、未だ全国的に衛生用品等の供給が不足している状況であり、今後、当該制度を活用し、各都道府県において個別に衛生用品等を調達する場合には、卸・販社に個別の発注が集中することとなる。場合によっては、一部の都道府県で調達の目途が立たず、社会福祉施設等への衛生用品等の迅速な配布が困難な状況となることが想定される。

そこで、国においては、緊急対応策（第2弾）で実施される布製マスクの一括購入のスキーム等を活用いただくなどして、社会福祉施設等への衛生用品等の一括調達・配布制度について創設いただきたい。

## 【参考】現在の衛生用品購入に係る補助制度の概要

対象施設	事業実施主体	国庫補助率
介護施設	都道府県	2/3
保護施設	都道府県、指定都市、中核市	10/10
児童福祉施設等	都道府県、市町村	10/10
幼稚園	都道府県、政令指定都市	10/10
障害児入所施設等	都道府県、指定都市、中核市	10/10

- 2 全国的にマスクや消毒液等が入手困難となっている状況から、国においては、増産体制の構築や、医療機関や福祉施設等への優先供給等、積極的に対策を実施されているところだが、消防本部や交通事業者をはじめ、学校などの教育機関、農林漁業者や加工・流通業者など、必要としている事業者に対しても優先的に供給していただきたい。

県内消防本部においては、救急搬送時に用いるマスク（サージカルマスク・N95マスク）や感染防止衣（（上下）着）が新型コロナウイルス感染症の影響で入手困難な状況が続いている。

現在は、各消防本部の在庫で対応しているが、十分な在庫量を確保できていない消防本部もあり、このまま供給の停滞が続けば救急業務に支障をきたす状況が懸念される。

公共交通機関における感染防止のために、乗務員のマスク着用や車内消毒は大変重要であり、交通事業者に対しては、国及び県から、マスク着用などの感染防止対策の徹底を求める通知を行っているところ。

しかしながら、交通事業者からマスクやアルコール消毒液が不足しているとの声を受け、2月末に本県交通事業者に対し、保有状況調査を実施したところ、4月分までのマスク不足見込数は、バス、鉄道、タクシー、航路、航空の各分野を合計して34万枚に上ることが判明した。消毒液についても、事業者によっては底を付く状況である。

業務においてマスクや消毒液等を使用する学校などの教育機関（学校給食施設を含む）、農林漁業者や加工・流通などの事業者については、長期的な供給不足による従事者の感染や適切な衛生管理への影響が危惧される。

- 3 学校や一斉休業に伴い設置した教育総合相談窓口には、保護者や学校関係者から新型コロナウイルス感染症に関して様々な要望や不安の声が寄せられている。

現在、一斉臨時休業中であっても、受入れ先の決まらない児童生徒について、保護者と共通理解の上で各学校で受け入れている状況であり、また、今後、感染者が発生した場合や、一斉臨時休業が終了し学校が再開となった場合には、校内の清掃・消毒や児童生徒一人一人のマスク着用など、これまで以上に徹底した衛生対策が必要となることから、学校におけるマスク、消毒薬等の衛生用品の購入に対する財政措置をお願いしたい。

# 医療機関における設備整備に係る支援について

【厚生労働省】

## 提案・要望事項

帰国者・接触者外来設置医療機関の設備整備に対する国庫補助事業の対象拡大をお願いしたい。

### 【現状・課題等】

国において、新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関や、帰国者・接触者外来設置医療機関の設備整備に係る費用の補助制度を創設いただいたところであるが、仮設外来窓口を設置するために要した経費や、リース契約等により整備した機器等に係る費用については、国庫補助の対象外となっている。

他の患者との空間的感染対策のために、それぞれの動線を分けることが推奨されており、仮設外来窓口を設置することは有効な手段である。また、新型コロナウイルス患者対応に必要な設備は、期間限定的なものであり、機器整備等についても、リース契約などにより導入する方が初期費用も安く、費用対効果も高い。

そのため、以下2点にかかる費用についても補助対象とお認めいただくよう、国の補助制度の対象を拡大いただきたい。

- ①他の患者との空間的感染対策のために、医療機関が仮設外来窓口を設置するために要した経費
- ②仮設外来窓口設置のために、リース契約等により準備した機器等





# 学校の一斉臨時休業に伴う負担の軽減について

【文部科学省、厚生労働省】

## 提案・要望事項

学校の一斉臨時休業は、子供たちの安全・安心を第一に考えた措置である一方、家庭、学校関係事業者、学校現場等に様々な負担が生じていることから、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 学校再開の基準やこれからの想定スケジュールの提示等
- 2 一斉臨時休業に伴い必要となる児童生徒等の心のケア
- 3 一斉臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援

## 【現状・課題等】

本県では、令和2年2月28日付け文科省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」による臨時休業の要請を受け、県立学校について、3月2日から3月15日まで臨時休業とすることとし、その後春季休業の開始日まで臨時休業期間を延長することを決定した。合わせて、管内の市町村教育委員会にこれら通知を受けて適切に対応するよう要請し、これにより、管内のすべての学校において臨時休業の開始日までの一斉臨時休業の措置が講じられている。

### 1 学校再開の基準やこれからの想定スケジュールの提示等について

子供たちの安全・安心を第一に考えた措置である一方、突然の臨時休業であったことから、子供の受け入れ態勢の確保や、臨時休業期間中の学習面・生活面でのサポートなど、今なお家庭や学校現場等に不安と混乱が生じている。

つきましては、今後、同様の混乱が生じないよう、学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等を示すとともに、家庭や学校現場等への丁寧な説明を行っていただくようお願いしたい。

### 2 一斉臨時休業に伴い必要となる児童生徒等の心のケアについて

臨時休業中の児童生徒の学習や生活等について、各学校には保護者からの質問や相談が多数寄せられているが、その中には新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐怖を感じる子供への対応に関する相談等が寄せられている。

このような相談に、学校では校長や担任、養護教諭をはじめとしたチーム体制で対応しているが、休業期間の長期化に伴う児童生徒等の心のケアや、学校再開後に顕在化する恐れのある様々な不安行動等に対応するためには、スクールカウンセラーの専門性を生かした心のケア等が必要である。

また、臨時休業期間の当初は受入れ体制等の相談が多かったが、今後は相談内容が変化し、児童生徒や保護者のストレス等に関する事、学習や生活のリズム等に関する事が増加するのではないかと考えられる。

これらのニーズに対応するため、既存の「スクールカウンセラー等活用事業」の予算に加え、追加の予算措置をお願いしたい。

#### 【相談事例】

性格的に潔癖症なところがあり、感染症予防として推進されている「手洗い」を異常なくらいこだわって行うようになった。場合によっては、40分くらい手を洗い続けることもある。保護者が手洗いの回数や時間を決めても、感染するのを怖がり、泣きながら洗い続ける状況である。手の皮膚炎も心配される。また、休校中のスケジュールを綿密に立てようとして、睡眠時間を削り、ストレスを抱えている状況もある。保護者、校長、担任等で協議し、スクールカウンセラーの面談を要望する予定である。

### 3 一斉臨時休業に伴い生じた放課後児童クラブの運営負担に対する更なる財政支援

学校の一斉休業に関連して、多くの放課後児童クラブでは準備期間が十分にとれない中、人員確保等を行い午前中からの開所を実施しているが、今回の休業に伴い、在宅勤務や、緊急的に祖父母の協力を得ることにより、自宅で過ごす児童も多く見受けられる。これにより放課後児童クラブの利用児童数が減少しており、利用料の減収へとつながっている。また、感染症対策を徹底した運営についても負担が生じている状況にあり、安定的な運営をするためにも、国において、一斉休業に伴い生じた運営負担に対する更なる財政支援をお願いしたい。

# 熊本経済への影響の最小化について

【厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

## 提案・要望事項

- 1 雇用調整助成金及び小学校休業等対応助成金の更なる拡充
  - ・ 熊本地震と同等の助成率の引上げ及び支給限度日数の延長等
  - ・ 対象とならない個人事業主等への支援
- 2 セーフティネット保証制度の指定期間の延長
  - ・ 事業者に安心感を与えるための早期の指定期間延長
- 3 持続化補助金の上限額の拡大と補助率のかさ上げ等
- 4 旅行業法に係る関係事務の弾力的な運用

## 【現状・課題等】

1 県民の雇用の安定を図るとともに、企業が人手不足の中で確保した貴重な人材を引き続き雇用していく必要があることから、雇用調整助成金については、厚生労働大臣が指定する緊急特定地域に限定せず、熊本地震と同等の引き上げ（大企業 1/2⇒2/3、中小企業 2/3⇒4/5）、対象者の拡大（20 時間未満の労働者の休業も対象）、生産指標要件の撤廃、更には支給限度日数の延長（100 日⇒300 日）に拡充し、事業者の経済的負担を軽減することが必要である。

また、小学校休業等対応助成金については、助成金の対象として、一定の要件を撤廃し個人商店の経営者といった個人事業主等を加えること。さらに、介護施設が受入れ中止等になった場合、要介護者の父母等の世話をを行う必要がある労働者にとっては、介護休業給付の対象とはならない方等も存在することから、小学校休業等対応助成金と同様の支援が必要である。

2 観光業や飲食、サービス業などでは売上げが激減するとともに、製造業ではサプライチェーンの寸断により生産活動に影響が生じている。更に、この影響の長期化や先行きが見通せないことなどへの懸念から、事業者の事業継続意欲は著しく低下する恐れがある。そのため、先般、地域指定されたセーフティネット 4 号等の指定期間の延長が必要である。

3 持続化補助金の上限額の拡大によって、事業の再生が力強く後押しされた熊本地震の経験を踏まえ、事業者が取り組む販路開拓や生産性向上等を力強く支援するため、同補助金について、熊本地震と同等の上限額（200 万円）へ引き上げるとともに、提出書類の簡素化等弾力的に運用する必要がある。

また、急激な経営環境の悪化に伴い資金繰りに窮する事業者の負担にも配慮し、補助率のかさ上げが必要である。

4 国内外における旅行控え等によりキャンセルが多数発生し、赤字が急激に拡大している旅行業界に対して、通常ベースの基準を想定した旅行業法に係る関係事務の弾力的な運用の必要がある。

具体的には、熊本地震と同等の旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に基づく登録有効期間の延長及び基準資産額算定に係る取り扱いの要件緩和が必要である。

# PROBATION DEPARTMENT

Form No. 1

1970-71

Probation Department, Government of India

Probation Department, Government of India

Probation Department, Government of India

Probation Department, Government of India

Probation Department, Government of India

Probation Department, Government of India

1970-71

# 農林水産業における影響の最小化について

【農林水産省】

## 提案・要望事項

新型コロナウイルスへの感染防止や学校の臨時休業措置、外食・イベント等の自粛などの動きによる農林水産業への影響を最小化するため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 生産者や加工・流通関係者が感染した場合の風評被害防止対策の実施
- 2 花きの全国的な需要拡大や経営継続対策の実施
- 3 国産農林水産物の消費拡大対策の充実

## 【現状・課題等】

### 1 生産者や加工・流通関係者が感染した場合の風評被害防止対策の実施

農林水産物の価格低下等の影響が生じている中、今後、生産者や加工・流通関係者が感染し、風評被害が発生した場合、経営悪化による事業継続の困難が懸念される。

このため、国においては、生産者等が感染した場合においても風評被害が発生しないよう、食品の安全性の周知徹底をお願いしたい。

### 2 花きの全国的な需要拡大や経営継続対策の実施

一年の中で最も需要が多くなるこの時期に、学校行事や各種イベントの自粛が相次いでおり、花きの消費が減少していることから、花き経営は農業の中でも特に厳しい状況にある。

このため、癒し効果が期待される花きの家庭等での需要喚起のための全国規模の対策を講じるとともに、花き産地が維持できるよう、次作期のための資材や種苗等の緊急的な支援をお願いしたい。

### 3 国産農林水産物の消費拡大対策の充実

本県の基幹産業である農林水産業は、学校の臨時休業措置やイベント等の自粛により、インバウンドや外食産業向けの高級食材をはじめとする需要が後退しており、収束時期が見通せない中、長期的な影響が懸念される。また、臨時休業措置の延長に伴い、学校給食向け食材供給事業者への更なる影響が懸念される。

このため、国産農林水産物の需要喚起や情報発信、PR活動等の強化対策など地域が自主的に行う取組みへの支援を行うとともに、今後の状況の推移を見極めながら、農林水産漁業者等の経営回復に向けた強力な農林水産物のプロモーション活動等の全国的かつ速やかな消費拡大対策をお願いしたい。



令和2年(2020年)3月18日  
 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局  
 マスク支援チーム(薬務衛生課内)

### 医療用マスク等の確保及び配布状況について

国内での新型コロナウイルス感染拡大により、医療用マスクの不足が続いている状況ですが、国からの配布や安定供給スキームの活用等により、医療用マスクが確保できた分から、優先順位の高い医療機関や社会福祉施設等へ配布しています。

#### <マスクの配布状況>

配布先	数量	種類及び配布数量	時期 (3/16時点)
感染症指定医療機関 協力医療機関	約32万枚	<N99、N95 マスク> 5. 2万枚(熊本地震の支援物資残) 5千枚(日本医療国際化機構から寄付) 2万枚(H21年度購入) 5千枚(厚労省安定供給スキーム活用購入)	2/20~ 今週~ 今週~ 納品日国と調整中
一般医療機関		<サージカルマスク> 4万枚(厚労省安定供給スキーム活用購入)	納品日国と調整中  国から到達後、順次配布
歯科診療所	3.6万枚	<サージカルマスク> 3.6万枚(H21年度購入)	今週~
薬局	6千枚	<サージカルマスク> 6千枚(H21年度購入)	3/16~
社会福祉施設等 (放課後児童クラブ) (介護・高齢者・障がい者施設等)	約29万枚 +α	<サージカルマスク> 1万枚(H21年度購入) 約28万枚(H21年度購入)	3/11~ 今週~
		<布製マスク> 従業員数分(国から支給)	来週末までに配布予定
交通事業者	2万枚	<サージカルマスク> 2万枚(H21年度購入)	今週~





## 県営住宅入居者の家賃減額措置について

熊本県土木部住宅課

県営住宅の家賃について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、収入が著しく減少された入居者の方からの申請に基づき、速やかな減額措置を行うこととしました。

### 1 今回行う対応

#### ①減額の早期適用による経済的負担軽減

通常は申請の翌月以降となる適用時期を、特例として、申請を受理した月からとし、経済的負担の早期軽減を行います。

(今回の対象者が、3月中の申請を行えば、3月分から減免)

#### ②申請書類の簡略化

申請に必要な書類について、申請者の負担軽減を図るため、簡略化します。

### 2 減額期間

令和3年3月31日(令和2年度末)まで(更新可)

### 3 周知方法

今回の措置については、全県営住宅にポスターを掲示しています。

また、県のHP、県営住宅管理センターのHPや窓口を通して周知します。

### 4 問合せ先

#### ①減額措置の内容について

熊本県土木部建築住宅局住宅課 (電話 096-333-2550)

#### ②申請手続きについて

熊本県営住宅管理センター (電話 096-213-2711)



令和2年3月18日  
熊本県総務部

新型コロナウイルス感染症に対する県内市町村の取組みに係る  
情報共有及び取組み拡大の推進について

- 県内市町村においても、相談窓口の開設や、マスクの調達、パンフレット等による住民への周知等、様々な取組みを行っているところ。  
取組みのうち、住民又は事業者等に対する主な支援は以下のとおり。  
(令和2年3月18日現在)。

市町村名	取組み概要
熊本市、八代市 水俣市、山鹿市	県の「金融円滑化特別資金」借入に係る利子補給
熊本市	学校給食休止による食品納入業者や生産者への支援・食品ロスへの対応
高森町	小中学校の遠隔授業に必要な家庭Wi-Fi環境整備

※市町村課調査による。

県としては、引き続き県内市町村の取組みや対応を把握したうえで、市町村間の情報共有を図り、取組みの拡大を促していく。その他、国及び県の取組みや通知等についても情報共有を図っていく。

※情報把握及び情報提供は随時実施する。



新型コロナウイルス感染症対策事業調査

【分類】

1. 予防
2. 休校関連
3. 企業支援
4. 利子補給
5. その他

R2. 3. 18現在

未定稿

※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
2 八代市	中小企業資金繰り支援	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者のうち、下記の条件を満たす者。</li> <li>(1)八代市内に1年以上居住していること</li> <li>(2)同一事業を1年以上継続して営んでいること</li> <li>(3)市税を完納していること</li> <li>(4)信用保証協会の保証対象業種であること</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。                      (利子上限)2.3%                      (補給対象借入額)8,000万円                      (補給率)全額</p>
2 八代市	備蓄マスクの配付	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主催、共催行事参加者</li> <li>・医療機関(熊本総合病院、熊本労災病院)</li> <li>・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、障がい児タイムケア事業所</li> </ul>	<p>やむを得ず開催する市主催・共催行事への参加者、感染症患者受入医療機関である熊本総合病院と熊本労災病院及び臨時休校に伴う児童生徒受入先である放課後児童クラブ、放課後等デイサービス・障がい児タイムケア事業所に対する市備蓄マスクの配付。</p>
5 水俣市	金融円滑化特別資金融資利子補給金	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。                      (利子上限)2.3%                      (補給対象借入額・補給率)3年分において全額</p>
7 山鹿市	利子補給制度	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者</li> <li>・融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し市内で事業を営んでいる者</li> </ul>	<p>県の「金融円滑化特別資金」借入に際し、独自に利子補給を行うもの。                      (補給率)全額</p>
8 菊池市	備蓄マスクの活用	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内医療機関</li> <li>・市内保育所、放課後児童クラブ</li> <li>・市内高齢者介護施設</li> <li>・市内障がい者施設</li> </ul>	<p>市内保育所、放課後児童クラブ、放課後デイサービス事業者については、既に8,000枚を配布済み。                      今後、市内の医療機関等に対して、本市が備蓄しているマスク38,000枚を配布する。</p>
8 菊池市	相談窓口の設置	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内居住者</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症についての相談等</p>

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】  
 1. 予防  
 2. 休校関連  
 3. 企業支援  
 4. 利子補給  
 5. その他

R2.3.18現在

未定稿  
 ※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
8 菊池市	市民への情報提供	1	・市内居住者	防災行政無線や防災行政ナビを通して、新型コロナウイルス感染症についての情報提供を実施。
10 上天草市	地域活動保育事業	2	児童の預かり時間を延長して対応する私立保育園	市内小学校の臨時休業に伴い、家庭での対応が難しい児童について預かり時間を延長して実施することとなったことから、不足する費用を計上するもの。
11 宇城市	相談窓口の設置	5	市内在住者	新型コロナウイルス感染症についての相談及び、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」への相談案内（開設時間：土日祝 午前8時30分～午後5時15分） ※宇城保健所管内での感染例が確認された段階で24時間体制に移行予定
11 宇城市	市民向け感染予防ハンドブックの配布	1	市内全世帯	「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック[第1.1版]」（東北医科薬科大学医学部感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム作成）を印刷製本（A5版）し、R2.3.13市内全世帯に配布。約23,500部。
11 宇城市	宇城市新型コロナウイルス感染症対策関連情報広報紙（号外）発行	1	市内全世帯	相談窓口や中止イベント、休校・休館情報など市の新型コロナウイルス感染症対策関連情報をまとめた情報を印刷（A4両面）し、R2.3.13市内全世帯に配布。約23,500部。
12 阿蘇市	相談窓口の充実	5	・阿蘇市民	「帰国者・接触者相談センター」（阿蘇保健所）にIP電話（無料通話）を設置 ・さらに電話相談しやすい体制を整備。 ※平日のみ（8時30分～17時15分）
12 阿蘇市	備蓄マスクの配布	1	阿蘇市内 医療機関・介護施設・高齢者関連施設・ 保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ等福祉関連施設 ※約120施設	感染者の集団発生のおそれがあり、閉鎖により市民生活が著しく損なわれる場所で働く職員に阿蘇市が防災対策等のため備蓄していたマスクを配布 ※約80,000枚
16 玉東町	備蓄マスク及び消毒薬の配布	1	保育園・小中学校・高齢者施設・医療機関・放課後児童クラブ・民生委員	各施設の備蓄状況を把握し、新型コロナウイルス対策として備蓄していた手指用消毒剤や医療用消毒エタノールを配布。マスクについては約1～2週間分を目安に配布。
19 和水町	窓口の亚克力板設置	1	住民・職員	飛沫感染予防のため、役場窓口への亚克力板の設置。

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

- 【分類】  
 1. 予防  
 2. 休校関連  
 3. 企業支援  
 4. 利子補給  
 5. その他

R2.3.18現在

未定稿  
 ※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
19 和 water 町	町内関係施設への手指消毒薬・ハンドソープ・マスクの配布	1	学童・町所有の施設	学童や、町所有の施設に関する感染予防対策に必要な物品(手指消毒薬・ハンドソープ・マスク等)の配布
19 和 water 町	職員のマスク徹底	1	和 water 町職員	職員のマスクの徹底依頼。各課にマスクを配布し、持っていない職員については、課のマスクの利用を促す。
19 和 water 町	医療機関・介護施設等へのマスク配布	1	和 water 町内医療機関及び介護施設並びに障がい福祉施設等	和 water 町内の医療機関や介護施設等へ、マスク(N95)の配布を予定している。
20 大津 町	マスクの配布	1	障害福祉施設等	障害施設等 14法人に マスクと手指消毒薬の配布を行う。(職員300人分)
20 大津 町	マスク等の配布	1	高齢者福祉施設の施設職員(介護職員、事務職員、清掃員等の全職種の職員)	町が備蓄していたマスクと除菌シートを町内の高齢者福祉施設を運営する25法人に従業員数に応じて配布した。
20 大津 町	マスク等の配布	1	高齢者福祉施設の施設職員(介護職員、事務職員、清掃員等の全職種の職員)	町が新たに購入するマスクとアルコール消毒薬を町内の高齢者福祉施設を運営する25法人に従業員数に応じて配布する。
20 大津 町	介護予防チラシの配布	1	町内全世帯(約14,000件)	町内全体に、介護予防に関する啓発チラシ、感染症予防の啓発チラシを各戸配布した。
20 大津 町	通所型サービス事業(総合事業通所Aサービス)	1	総合事業対象者	事業休止に伴い、本来通所によるサービスを高齢者の不活性化予防や安否確認を行うため、電話や適宜訪問等の事業内容に切替え、対応。 本来の委託料1人当たり3,000円を、1人当たり1,800円へ変更し実施中。(地域支援事業交付金対象予定)
20 大津 町	一般介護予防事業契約変更及び対象者把握	1	一般介護予防事業(地域ミニデイ、通いの場等)対象者	一般介護予防事業(地域ミニデイ、通いの場等)対象者へ、委託内容変更を行い、受託事業所からの電話及び訪問による安否確認と介護予防啓発を行う。
20 大津 町	一般介護予防事業対象者への啓発	1	町内の高齢者及び一般介護予防事業対象者	各一般介護予防事業対象者(運動教室等)へ、いきいき百歳体操・介護予防、感染症予防のパンフを個別に送付。

新型コロナウイルス感染症対策事業調査

【分類】  
 1. 予防  
 2. 休校関連  
 3. 企業支援  
 4. 利子補給  
 5. その他

R2.3.18現在

未定稿  
 ※市町村の回答を記載

市町村名	事業名	分類	支援対象	事業概要
20 大津町	介護予防に関する広報掲載	1	町内全世帯(約14,000件)	町広報に介護予防体操(いきいき百歳体操)や感染症予防の啓発記事を掲載し、各戸配布予定。
20 大津町	住民へのマスク配布	1	障害者手帳(内部機能障害)1~3級所持者、要介護認定(総合事業対象者~要介護5)を受けている在宅高齢者、妊婦など感染した場合重症化しやすい人を対象	町の備蓄マスク(繰り返し使用可能なマスク)を対象者一人につき6枚郵送。
25 高森町	Wi-Fi環境整備	2	学校休校中(小学校4~6年、中学校)における家庭への支援	新型コロナウイルス対策として学校の休校期間中に遠隔授業補助の実施に必要な家庭Wi-Fi環境の整備を実施。
25 高森町	啓発チラシ配布	1	啓発チラシの配布	新型コロナウイルス対策として各戸世帯へ啓発チラシを作成し配布する。
36 錦町	備蓄マスクの配布	1	町内保育園・こども園の保育士対象	町内こども園・保育園の保育士を対象に各園100枚ずつ計750枚を配布済み(3/16現在)
36 錦町	アルコール消毒薬の配布	1	町内保育園・こども園、介護施設等	町内こども園・保育園、介護施設にアルコール消毒薬を配布。
39 水上村	放課後子ども教室開設	2	小学校1~3年生対象(4~6年生も拒まない)	共稼ぎ等で、日中子どもが面倒が見れない方に対し、岩野公民館(教育委員会)において市町村雇いの支援員、またサポーターで対応している
39 水上村	小中学校家庭訪問	2	村内小中学校児童生徒	休校に伴い、教師による個別家庭訪問を実施して、子ども達の状況を観察している
41 五木村	休校等に伴う学童保育延長及び無料化	2	小学校の臨時休校に伴い、自宅等で子供の世話が難しい者	・無料(通常は月額1万円) ・小学校の春休み終了まで